

東京大学経済学図書館所蔵資料のデジタルデータについて

- (1) この画像データは、東京大学経済学図書館が所蔵する資料のうち、有価証券報告書をデジタル撮影したものです。
- (2) 利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化により、一部、文字の写りが悪いものを含んでいます。また、一部、オンライン公開に適さないと判断し、墨消処理した部分があります。
- (5) この画像データに関する質問等は東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

連 結 財 務 諸 表

(昭和57年6月30日提出の証券取引法第24条第3項に基づく報告書の添付書類)

自 昭和55年4月 1日
至 昭和56年3月31日
連結会計年度 自 昭和56年4月 1日
至 昭和57年3月31日

大 蔵 大 臣 殿

昭和57年7月27日提出

会 社 名 ユニチカ株式会社
英 訳 名 UNITEKA LTD.
代表者の
役職氏名 代表取締役社長 平 田 豊



本店の所在の場所 兵庫県尼崎市東本町1丁目50番地
(大阪本社) 大阪市東区北久太郎町4丁目68番地
電話 大阪(281)5661
連絡者 経 理 部 長 北 川 堅 一
もよりの連絡場所 (東京本社) 東京都中央区日本橋室町3丁目4番地JPビルディング
電話 東京(246)7521
連絡者 東京管理部長 片 寄 精 一

監 査 報 告 書

ユニチカ株式会社

代表取締役社長 平 田 豊 殿

作 成 年 月 日 昭和57年7月8日

監査法人の名称 等松・青木監査法人

代表社員
関与社員

公認会計士

中 込 稔

代表社員
関与社員

公認会計士

伊藤晋三郎



関与社員

公認会計士

吉川郁夫



当監査法人は、証券取引法第193条の2に基づく監査証明を行うため、以下に掲げられているユニチカ株式会社の昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について監査を行った。この監査に当っては、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。なお、連結総資産及び売上高のうちそれぞれ28%及び21%を構成する連結子会社株式会社大蔵屋及びユニチカケミカル株式会社の財務諸表の監査は、他の監査人により実施された。

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準にしたがって継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の連結財務諸表が、ユニチカ株式会社及び連結子会社の昭和57年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する連結会計年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人または関与社員との間には、公認会計士法により記載すべき利害関係はない。

以 上

主たる事務所所在地

東京都港区虎ノ門1丁目2番8号 虎門琴平会館

電話 東京(03)503-7221(代)

関与社員が執務した
事務所所在地

大阪市東区瓦町5丁目39番地 大阪化学繊維会館

電話 大阪(06)202-3066(代)

連 結 財 務 諸 表

(1) 連結貸借対照表

(単位: 百万円)

科 目	期 別	前 期 (昭和56年3月31日現在)			当 期 (昭和57年3月31日現在)		
		内 訳	金 額	構 成 比	内 訳	金 額	構 成 比
資 産 の 部				%			%
I 流 動 資 産							
1. 現 金 及 び 預 金 (注3)			61,777			63,872	
2. 受取手形及び売掛金 (注1)(注3)			47,479			44,030	
3. 非連結子会社及び関連会社 受取手形及び売掛金 (注1)(注3)			13,439			12,939	
4. 有 価 証 券 (注3)(※2)			11,397			11,976	
5. た な 卸 資 産 (注5)(注3)(※1)			99,529			96,322	
6. 前 渡 金			13,189			12,019	
7. 前 払 費 用			4,128			3,199	
8. 非連結子会社及び関連会社 営 業 外 受 取 手 形 (注1)(注3)			11,180			6,275	
9. 非連結子会社及び関連会社 短 期 貸 付 金			26,704			25,076	
10. 短 期 債 権			7,623			14,986	
11. 非連結子会社及び関連会社 短 期 債 権			2,166			1,836	
12. そ の 他			212			113	
13. 貸 倒 引 当 金			△ 1,131			△ 1,551	
流動資産合計			297,692	74.6		291,092	74.6
II 固 定 資 産							
(1) 有形固定資産 (注3)							
1. 建物及び構築物 (※3)		29,504				29,173	
減価償却引当金		14,398	15,106			14,816	14,857
2. 機械及び装置 (※4)		99,434				98,311	
減価償却引当金		69,218	30,216			69,480	28,831
3. 運 搬 具 (※5)		1,007				907	
減価償却引当金		735	272			715	192
4. 工具・器具及び備品 (※6)		4,895				4,960	
減価償却引当金		3,872	1,023			3,904	1,056
5. 土 地			4,125			4,069	
6. 建設仮勘定			3,045			2,706	
有形固定資産合計			53,787	13.5		51,211	13.1
(2) 無形固定資産							
施設利用権等			439	0.1		494	0.1
(3) 投資その他の資産							
1. 投資有価証券 (注3)(※2)			3,360			2,974	
2. 非連結子会社及び関連会社株式 (注3)(※2)			19,549			16,207	
3. 出 資 金 (注3)			320			306	
4. 非連結子会社及び関連会社出資金			1,468			1,516	
5. 長期貸付金			2,072			2,572	

(単位:百万円)

科 目	期 別	前 期 (昭 和 5 6 年 3 月 3 1 日 現 在)			当 期 (昭 和 5 7 年 3 月 3 1 日 現 在)		
		内 訳	金 額	構 成 比	内 訳	金 額	構 成 比
6. 非連結子会社及び関連会社 長 期 貸 付 金			17,446	%		17,186	%
7. 非連結子会社及び関連会社 長期営業外受取手形			995			4,780	
8. そ の 他			7,259			7,595	
9. 貸 倒 引 当 金		△	4,802		△	4,769	
10. 投 資 損 失 引 当 金		△	668		△	760	
投資その他の資産合計			46,999	11.8		47,607	12.2
固 定 資 産 合 計			101,225	25.4		99,312	25.4
Ⅲ 繰 延 資 産							
1. 社 債 発 行 差 金			6			—	
2. 開 発 費			3			—	
繰 延 資 産 合 計			9	0.0		—	—
資 産 合 計			398,926	100.0		390,404	100.0
負 債 の 部							
Ⅰ 流 動 負 債							
1. 支払手形及び買掛金			75,849			79,329	
2. 非連結子会社及び関連会社 支払手形及び買掛金			11,533			12,089	
3. 短 期 借 入 金			104,214			101,428	
4. 一年以内返済予定の長期借入金			36,592			32,528	
5. 一年以内償還の社債			550			2,200	
6. 未 払 費 用			2,585			2,734	
7. 預 り 金			11,529			10,709	
8. 非連結子会社及び関連会社 預 り 金			16,426			14,887	
9. 賞 与 引 当 金 (注4)(※8)			1,890			3,383	
10. 事業税等引当金			115			93	
11. 法人税等引当金			244			110	
12. 設備関係支払手形			1,734			1,352	
13. 前 受 金			6,957			5,957	
14. そ の 他			2,263			1,735	
流 動 負 債 合 計			272,481	68.3		268,534	68.8
Ⅱ 固 定 負 債							
1. 社 債			2,950			—	
2. 長 期 借 入 金			88,604			92,084	
3. 退職給与引当金 (※7)			5,524			5,447	
4. そ の 他			1,184			1,149	
固 定 負 債 合 計			98,262	24.6		98,680	25.3

(単位:百万円)

科 目	期 別	前 期 (昭和56年3月31日現在)			当 期 (昭和57年3月31日現在)		
		内 訳	金 額	構 成 比	内 訳	金 額	構 成 比
Ⅲ 特 定 引 当 金				%			%
1. 価 格 変 動 準 備 金			56			75	
2. 特 別 償 却 準 備 金			78			63	
3. 公 害 防 止 準 備 金			33			24	
4. 海 外 市 場 開 拓 準 備 金			63			92	
特 定 引 当 金 合 計			230	0.1		254	0.1
Ⅳ 連 結 調 整 勘 定			38	0.0		33	0.0
Ⅴ 少 数 株 主 持 分			2,830	0.7		990	0.2
負 債 合 計			373,841	93.7		368,491	94.4
資 本 の 部							
Ⅰ 資 本 金			23,798	6.0		23,798	6.1
Ⅱ 資 本 準 備 金			2,373	0.6		2,373	0.6
Ⅲ 利 益 準 備 金			1,585	0.4		1,597	0.4
Ⅳ 欠 損 金			2,671	△ 0.7		5,855	△ 1.5
資 本 合 計			25,085	6.3		21,913	5.6
負 債 資 本 合 計			398,926	100.0		390,404	100.0

(脚 注)

前 期 (昭和56年3月31日現在)		当 期 (昭和57年3月31日現在)	
注 1. 受 取 手 形 割 引 高	30,945 百万円	注 1. 受 取 手 形 割 引 高	30,989 百万円
非連結子会社及び関連会社 受取手形割引高	2,485 百万円	非連結子会社及び関連会社 受取手形割引高	2,797 百万円
非連結子会社及び関連会社 営業外受取手形割引高	9,121 百万円	非連結子会社及び関連会社 営業外受取手形割引高	8,607 百万円
注 2. 保 証 債 務	53,789 百万円	注 2. 保 証 債 務	53,240 百万円
注 3. 担 保 資 産		注 3. 担 保 資 産	
現 金 及 び 預 金	1,397 百万円	現 金 及 び 預 金	1,198 百万円
受 取 手 形	8,216 百万円	受 取 手 形	8,248 百万円
た な 卸 資 産	31,580 百万円	た な 卸 資 産	35,127 百万円
有 形 固 定 資 産	46,308 百万円	有 形 固 定 資 産	44,830 百万円
有価証券及び投資有価証券	5,933 百万円	有価証券及び投資有価証券	5,451 百万円
非連結子会社及び関連会社株式	2,080 百万円	非連結子会社及び関連会社株式	543 百万円
出 資 金	74 百万円	出 資 金	74 百万円
上記の資産は、短期借入金、長期借入金及び社債等の 担保に供している。		上記の資産は、短期借入金、長期借入金及び社債等の 担保に供している。	

前 期 （昭和56年3月31日現在）	当 期 （昭和57年3月31日現在）
注 4. —	注 4. 連結財務諸表提出会社の賞与引当金の計上については、従来法人税法に規定する暦年基準によっていたが、当期より日本公認会計士協会監査第一委員会報告第34号に従って、その期に属する賞与の未払額を見積って計上する方法に変更した。この変更により従来の方 法と比較して賞与引当金は、1,612百万円 増加し、税引前当期純利益は1,611百万円 減少している。なお、この変更による期首現在の差額1,603百万円 は特別損失として処理した。 注 5. たな卸資産のうち販売用不動産の取得価額に算入した当期中の支払利息は 1,014 百万円 である。また当期末の販売用不動産残高に含まれている支払利息は、2,007 百万円である。（なお連結子会社の前期末において販売用不動産残高に含まれていた支払利息は 1,068 百万円である。）

(2) 連結損益計算書

(単位: 百万円)

科 目	期 別	前期 (昭和55年4月 1日から 昭和56年3月31日まで)			当期 (昭和56年4月 1日から 昭和57年3月31日まで)		
		金 額		百 分 比	金 額		百 分 比
I 売 上 高			379,218	100.0%		366,348	100.0%
II 売 上 原 価			335,564	88.5		327,474	89.4
売 上 総 利 益			43,654	11.5		38,874	10.6
III 販売費及び一般管理費 (注1)(注2)			26,400	7.0		28,678	7.8
営 業 利 益			17,254	4.5		10,196	2.8
IV 営業外収益							
1. 受 取 利 息		6,706			6,166		
2. 受 取 配 当 金		512			654		
3. そ の 他		3,407	10,625	2.8	3,105	9,925	2.7
V 営業外費用							
1. 支払利息及び割引料 (注8)		25,348			22,840		
2. 社 債 利 息		373			319		
3. そ の 他		2,262	27,983	7.3	2,370	25,529	7.0
経 常 損 失			104	△ 0.0		5,408	△ 1.5
VI 特別利益							
1. 固定資産売却益 (注5)		281			6,418		
2. 投資有価証券売却益		—			942		
3. 非連結子会社関連会社株式売却益 (注4)		96			1,990		
4. 退職給与引当金取崩額 (注3)		1,167			—		
5. そ の 他		147	1,691	0.4	43	9,393	2.6
VII 特別損失							
1. 構造改善費用 (注6)		624			439		
2. 貸倒引当金繰入額		1,597			397		
3. 投資損失引当金繰入額		10			117		
4. 非連結子会社関連会社株式評価損		—			1,688		
5. 操業短縮損失 (注7)		—			892		
6. 特別退職金 (注8)		—			2,088		
7. 賞与引当金繰入額 (注9)		—			1,603		
8. 固定資産処分損 (注10)		—			963		
9. そ の 他		249	2,480	0.6	201	8,388	2.3
税金等調整前 当期純損失			893	△ 0.2		4,403	△ 1.2
VIII 特定引当金取崩額							
1. 価格変動準備金取崩額		72			1		
2. 特別償却準備金取崩額		15			15		
3. 公害防止準備金取崩額		13			9		
4. 海外市場開拓準備金取崩額		7	107	0.0	18	43	0.0

(単位:百万円)

科 目	期 別	前 期 (昭和55年4月 1日から 昭和56年3月31日まで)			当 期 (昭和56年4月 1日から 昭和57年3月31日まで)		
		金 額		百 分 比	金 額		百 分 比
Ⅸ 特定引当金繰入額				%			%
1. 価格変動準備金繰入額		10			20		
2. 公害防止準備金繰入額		17			—		
3. 海外市場開拓準備金繰入額		27	54	0.0	48	68	0.0
税金等調整前当期損失			840	△ 0.2		4,428	△ 1.2
法人税及び住民税			304	0.1		344	0.1
少数株主利益又は損失(△)			△ 147	△ 0.0		△ 1,560	△ 0.4
連結調整勘定当期償却額			38	0.0		46	0.0
当 期 損 失			959	△ 0.3		3,166	△ 0.9

(脚注)

前 期 (昭和55年4月 1日から 昭和56年3月31日まで)	当 期 (昭和56年4月 1日から 昭和57年3月31日まで)
注1. 「販売費及び一般管理費」のうち、販売費、一般管理費の比率は下記のとおりである。 販 売 費 22.8 % 一 般 管 理 費 77.2 % 注2. 「販売費及び一般管理費」のうち、主要な費目は下記のとおりである。 貸倒引当金繰入額 58百万円 賞与引当金繰入額 558百万円 退職給与引当金繰入額等 427百万円 減価償却費 175百万円 運送費及び保管料 2,650百万円 賃 金 6,812百万円 技術研究費 2,845百万円 注3. 連結財務諸表作成のための基本となる事項脚注4(3)を参照のこと。 注4. 非連結子会社である国産株式会社の株式を非連結子会社へ売却したものである。 注5. — 注6. 「構造改善費用」の内容は、関係会社債権整理損失(72百万円)、設備廃棄損失(98百万円)、その他合理化費用(164百万円)である。 注7. — 注8. — 注9. —	注1. 「販売費及び一般管理費」のうち、販売費、一般管理費の比率は下記のとおりである。 販 売 費 24.6 % 一 般 管 理 費 75.4 % 注2. 「販売費及び一般管理費」のうち、主要な費目は下記のとおりである。 貸倒引当金繰入額 23百万円 賞与引当金繰入額 1,139百万円 退職給与引当金繰入額等 492百万円 減価償却費 190百万円 運送費及び保管料 2,900百万円 賃 金 6,973百万円 技術研究費 3,489百万円 注3. — 注4. このうち、非連結子会社関連会社に対する売却に係るものは、ユニチカビルディング㈱株式他2銘柄1,977百万円である。 注5. このうち関連会社に係るものは、大阪染工㈱に対する工場用地及び加工設備の売却益6,104百万円である。 注6. 「構造改善費用」の内容は、羊毛部門の体質改善費用(398百万円)その他合理化費用(41百万円)である。 注7. 短繊維紡績糸の不況カルテル実施等に伴い発生した損失である。 注8. 羊毛部門の体質改善策実施に伴う退職者に対して支給した特別退職金等である。 注9. 貸借対照表脚注4を参照のこと。

前 期 (昭和55年4月 1日から 昭和56年3月31日まで)	当 期 (昭和56年4月 1日から 昭和57年3月31日まで)
注10. — 注11. 会計処理の原則及び手続の変更 連結財務諸表提出会社は支払利息について従来そのすべてを発生事業年度の費用として処理していたが、不動産事業の拡大による販売用土地の先行取得の増加に伴い販売用土地に係る支払利息については収益費用の期間対応をより明確にするため、当期より取得価額に算入することにした。この変更により当期の支払利息は280百万円減少し、当期損失は177百万円減少している。	注10. 従来構造改善費用の内訳として注記していた設備等廃棄損失を当期より区分表示した。

(3) 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	前 期 (昭和55年4月 1日から 昭和56年3月31日まで)		当 期 (昭和56年4月 1日から 昭和57年3月31日まで)	
	金 額		金 額	
I 欠損金期首残高		1,678		2,671
II 欠損金増加高				
1. 利益準備金繰入額	22		12	
2. 役員賞与	12	34	6	18
III 当期損失		959		3,166
IV 欠損金期末残高		2,671		5,855

(4) 連結財務諸表作成のための基本となる事項

前 期 (昭和55年4月 1日から 昭和56年3月31日まで)	当 期 (昭和56年4月 1日から 昭和57年3月31日まで)																												
1. 連結の範囲に関する事項 (イ) 連結子会社は8社であり、非連結子会社は47社である。非連結子会社の総資産及び売上高は、連結総資産及び売上高のそれぞれ8.0%、7.7%で、いずれも小規模であり、かつ全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。 (ロ) 連結子会社名及び非連結子会社名については、有価証券報告書第6親会社及び子会社に関する事項を参照のこと。 2. 持分法の適用に関する事項 「連結財務諸表の用語様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年10月30日大蔵省令第28号)附則2により、(株)ユニチカブラジル等の非連結子会社(47社)及び大阪染工機等の関連会社(51社)に対する投資については、持分法を適用せず原価法により評価している。 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、機大蔵屋は10月31日、ユニチカサンシ機は2月末日がそれぞれ決算日である。連結財務諸表作成に当っては、機大蔵屋については、連結決算日現在で実施した正規の決算手続に準じた仮決算に基づく財務諸表を使用している。ユニチカサンシ機については、2月末日の決算財務諸表を使用しているが連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っている。 4. 会計処理基準に関する事項 採用した会計処理の原則及び手続 (1) 資産の評価基準 (※1) たな卸資産 <table border="0"> <tr> <th>連結財務諸表提出会社</th><th>連結子会社</th></tr> <tr> <td>移動平均法による原価法</td><td>主として移動平均法による原価法である。ただし一部の会社では個別法による原価法、総平均法による原価法及び売価還元法による原価法を採用している。</td></tr> </table> (※2) 有価証券及び投資有価証券 移動平均法による原価法である。ただし、一部については投資価値により評価減をしている。 (2) 有形固定資産の減価償却方法 <table border="0"> <tr> <th>連結財務諸表提出会社</th><th>連結子会社</th></tr> <tr> <td>(※3) 建物及び構築物 定率法</td><td>連結子会社1社の機械及び装置並びに連結子会社(機維部門)2社の有形固定資産については定額法であり、その他の会社については定率法によっている</td></tr> <tr> <td>(※4) 機械及び装置 定率法</td><td></td></tr> <tr> <td>(※5) 運搬具 定率法</td><td></td></tr> <tr> <td>(※6) 工具・器具及び備品 定率法</td><td></td></tr> </table> なお、連結財務諸表の有形固定資産に適用された償却方法毎の簿価割合は下記の通りである。	連結財務諸表提出会社	連結子会社	移動平均法による原価法	主として移動平均法による原価法である。ただし一部の会社では個別法による原価法、総平均法による原価法及び売価還元法による原価法を採用している。	連結財務諸表提出会社	連結子会社	(※3) 建物及び構築物 定率法	連結子会社1社の機械及び装置並びに連結子会社(機維部門)2社の有形固定資産については定額法であり、その他の会社については定率法によっている	(※4) 機械及び装置 定率法		(※5) 運搬具 定率法		(※6) 工具・器具及び備品 定率法		1. 連結の範囲に関する事項 (イ) 連結子会社は8社であり、非連結子会社は43社である。非連結子会社の総資産及び売上高は、連結総資産及び売上高のそれぞれ5.6%、7.5%で、いずれも小規模であり、かつ全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。 (ロ) 連結子会社名及び非連結子会社名については、有価証券報告書第6親会社及び子会社に関する事項を参照のこと。 2. 持分法の適用に関する事項 「連結財務諸表の用語様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年10月30日大蔵省令第28号)附則2により、(株)ユニチカブラジル等の非連結子会社(43社)及び大阪染工機等の関連会社(50社)に対する投資については、持分法を適用せず原価法により評価している。 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、機大蔵屋は10月31日、ユニチカサンシ機は2月末日がそれぞれ決算日である。連結財務諸表作成に当っては、機大蔵屋については、連結決算日現在で実施した正規の決算手続に準じた仮決算に基づく財務諸表を使用している。ユニチカサンシ機については、2月末日の決算財務諸表を使用しているが連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っている。 4. 会計処理基準に関する事項 採用した会計処理の原則及び手続 (1) 資産の評価基準 (※1) たな卸資産 <table border="0"> <tr> <th>連結財務諸表提出会社</th><th>連結子会社</th></tr> <tr> <td>移動平均法による原価法</td><td>主として移動平均法による原価法である。ただし一部の会社では個別法による原価法、総平均法による原価法及び売価還元法による原価法を採用している。</td></tr> </table> (※2) 有価証券及び投資有価証券 移動平均法による原価法である。ただし、一部については投資価値により評価減をしている。 (2) 有形固定資産の減価償却方法 <table border="0"> <tr> <th>連結財務諸表提出会社</th><th>連結子会社</th></tr> <tr> <td>(※3) 建物及び構築物 定率法</td><td>連結子会社1社の機械及び装置並びに連結子会社(機維部門)2社の有形固定資産については定額法であり、その他の会社については定率法によっている</td></tr> <tr> <td>(※4) 機械及び装置 定率法</td><td></td></tr> <tr> <td>(※5) 運搬具 定率法</td><td></td></tr> <tr> <td>(※6) 工具・器具及び備品 定率法</td><td></td></tr> </table> なお、連結財務諸表の有形固定資産に適用された償却方法毎の簿価割合は下記の通りである。	連結財務諸表提出会社	連結子会社	移動平均法による原価法	主として移動平均法による原価法である。ただし一部の会社では個別法による原価法、総平均法による原価法及び売価還元法による原価法を採用している。	連結財務諸表提出会社	連結子会社	(※3) 建物及び構築物 定率法	連結子会社1社の機械及び装置並びに連結子会社(機維部門)2社の有形固定資産については定額法であり、その他の会社については定率法によっている	(※4) 機械及び装置 定率法		(※5) 運搬具 定率法		(※6) 工具・器具及び備品 定率法	
連結財務諸表提出会社	連結子会社																												
移動平均法による原価法	主として移動平均法による原価法である。ただし一部の会社では個別法による原価法、総平均法による原価法及び売価還元法による原価法を採用している。																												
連結財務諸表提出会社	連結子会社																												
(※3) 建物及び構築物 定率法	連結子会社1社の機械及び装置並びに連結子会社(機維部門)2社の有形固定資産については定額法であり、その他の会社については定率法によっている																												
(※4) 機械及び装置 定率法																													
(※5) 運搬具 定率法																													
(※6) 工具・器具及び備品 定率法																													
連結財務諸表提出会社	連結子会社																												
移動平均法による原価法	主として移動平均法による原価法である。ただし一部の会社では個別法による原価法、総平均法による原価法及び売価還元法による原価法を採用している。																												
連結財務諸表提出会社	連結子会社																												
(※3) 建物及び構築物 定率法	連結子会社1社の機械及び装置並びに連結子会社(機維部門)2社の有形固定資産については定額法であり、その他の会社については定率法によっている																												
(※4) 機械及び装置 定率法																													
(※5) 運搬具 定率法																													
(※6) 工具・器具及び備品 定率法																													

前 期 (昭和55年4月 1日から 昭和56年3月31日まで)	当 期 (昭和56年4月 1日から 昭和57年3月31日まで)																				
定額法適用資産簿価 65.0% 定率法適用資産簿価 35.0% (3) 退職給与引当金の設定基準 (※7) 税法の改正に基づき、当期より残高基準を期末要支給額の50/100から同40/100に変更した。 なお、この変更に伴い連結財務諸表提出会社は前期末要支給額の10/100を一括して取崩し、特別利益に計上した。なお、大部分の連結子会社は経過措置の適用を受けているが、期首より40/100によった場合の繰入額への影響は僅少である。 退職年金制度 連結財務諸表提出会社及び連結子会社4社は、非連結子会社及び関連会社等とともに調整年金制度を採用しており、昭和55年3月31日現在における、この調整年金の年金資産額は10,728百万円(厚生年金保険法第85条2に規定する責任準備金5,810百万円を含む)であり、また昭和55年3月31日現在における過去勤務費用の償却期間は同日以後約13年である。なお、この調整年金制度の加入者は昭和56年3月31日現在、連結財務諸表提出会社8,228名、連結子会社1,161名、非連結子会社及び関連会社等2,082名である。 また、連結子会社2社はそれぞれ適格年金制度を採用しているが、それらの年金資産額はいずれも重要ではない。 (4) 賞与引当金の設定基準 (※8) <table> <tr> <th>連結財務諸表提出会社</th><th>連結子会社</th></tr> <tr> <td>税法基準(暦年基準)</td><td>税法基準(暦年基準)</td></tr> <tr> <td></td><td>4社</td></tr> <tr> <td></td><td>税法基準(支給対象期間基準)</td></tr> <tr> <td></td><td>4社</td></tr> </table> (5) 外貨建資産及び負債の換算基準 外貨建取引等会計処理基準(昭和54年6月26日企業会計審議会)にしたがって処理している。 ① 外国通貨については、決算日の為替相場により円換算している。 ② 外貨建の金銭債権債務のうち、短期金銭債権債務(外貨預金を含む)については、決算日の為替相場により、長期金銭債権債務については、取得時または発生時の為替相場により円換算している。 ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、予約レートにより円換算している。 ③ 上記以外の外貨建資産・負債については取得時または発生時の為替相場により円換算している。 5. 投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する事項 (1) 連結財務諸表提出会社投資勘定と連結子会社資本勘定の相殺消去は段階法によっている。 (2) 投資勘定と資本勘定との消去差額については、原因分析を行なったが、発生原因が明らかでないものはない。したがって全額を連結調整勘定に計上して、5年間の均等償却を行なっている。	連結財務諸表提出会社	連結子会社	税法基準(暦年基準)	税法基準(暦年基準)		4社		税法基準(支給対象期間基準)		4社	定額法適用資産簿価 65.3% 定率法適用資産簿価 34.7% (3) 退職給与引当金の設定基準 (※7) 期末自己都合退職要支給額の40/100相当額を計上している。 退職年金制度 連結財務諸表提出会社及び連結子会社4社は、非連結子会社及び関連会社等とともに調整年金制度を採用しており、昭和56年3月31日現在における、この調整年金の年金資産額は12,509百万円(厚生年金保険法第85条2に規定する責任準備金6,901百万円を含む)であり、また昭和56年3月31日現在における過去勤務費用の償却期間は同日以後約12年である。なお、この調整年金制度の加入者は昭和57年3月31日現在、連結財務諸表提出会社7,934名、連結子会社1,222名、非連結子会社及び関連会社等2,069名である。 また、連結財務諸表提出会社及び連結子会社2社はそれぞれ適格年金制度を採用しているが、それらの年金資産額はいずれも重要ではない。 (4) 賞与引当金の設定基準 (※8) <table> <tr> <th>連結財務諸表提出会社</th><th>連結子会社</th></tr> <tr> <td>その期に属する賞与 の未払額を見積って 計上する方法</td><td>税法基準(暦年基準)</td></tr> <tr> <td></td><td>4社</td></tr> <tr> <td></td><td>税法基準(支給対象期間基準)</td></tr> <tr> <td></td><td>4社</td></tr> </table> (5) 外貨建資産及び負債の換算基準 同 左 5. 投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する事項 同 左	連結財務諸表提出会社	連結子会社	その期に属する賞与 の未払額を見積って 計上する方法	税法基準(暦年基準)		4社		税法基準(支給対象期間基準)		4社
連結財務諸表提出会社	連結子会社																				
税法基準(暦年基準)	税法基準(暦年基準)																				
	4社																				
	税法基準(支給対象期間基準)																				
	4社																				
連結財務諸表提出会社	連結子会社																				
その期に属する賞与 の未払額を見積って 計上する方法	税法基準(暦年基準)																				
	4社																				
	税法基準(支給対象期間基準)																				
	4社																				

前 期 (昭和55年4月 1日から 昭和56年3月31日まで)	当 期 (昭和56年4月 1日から 昭和57年3月31日まで)
6. 未実現損益の消去に関する事項 連結会社間の資産の売買に伴う重要な未実現損益はすべて全額消去し、少数株主持分には負担せしめていない。ただし、たな卸資産について時価の低落を反映している未実現損失については消去していない。減価償却資産に含まれる未実現損益は、重要なものがなかったので消去していない。 7. 在外連結子会社等の財務諸表項目の換算に関する事項 在外連結子会社はない。 8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成されている。連結子会社の利益準備金については、株式取得日以降に発生した連結持分を連結利益準備金に含めている。 9. 法人税等の期間配分の処理に関する事項 税効果会計（法人税の期間配分の処理）は適用していない。	6. 未実現損益の消去に関する事項 同 左 7. 在外連結子会社等の財務諸表項目の換算に関する事項 同 左 8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項 同 左 9. 法人税等の期間配分の処理に関する事項 同 左